

「船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集についての結果について

令和4年3月25日
国土交通省海事局

「船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、令和4年1月14日（金）から令和4年2月14日（月）までの期間、広く御意見を募集しました。その結果、本件に関して1件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を以下の表のとおりまとめましたので公表いたします。

御意見	考え方
特別養子縁組で親子関係になった場合も、育児休業や介護休業等が取れるようになることに異論はありませんが、特別養子縁組って増えてきているんでしょうか？船員で適用を受けそうなのはどの程度見込まれているのでしょうか？	改正趣旨にご賛同いただきありがとうございます。 司法統計によると、平成24年度以前は特別養子縁組の成立件数は、年度当たり300件程度であったところ、平成25年度から徐々に増加し、令和2年度の成立件数は693件となっており増加してきております。 なお、当該統計含め船員に限った形での統計はとっていないため、船員の件数は不明ですが、船員においても特別養子縁組の適用を受ける可能性は否定されません。

皆様方の御協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。